

キャッシュレス・消費者還元事業

平成31年度予算案額 **2,798億円** (新規)

事業の内容

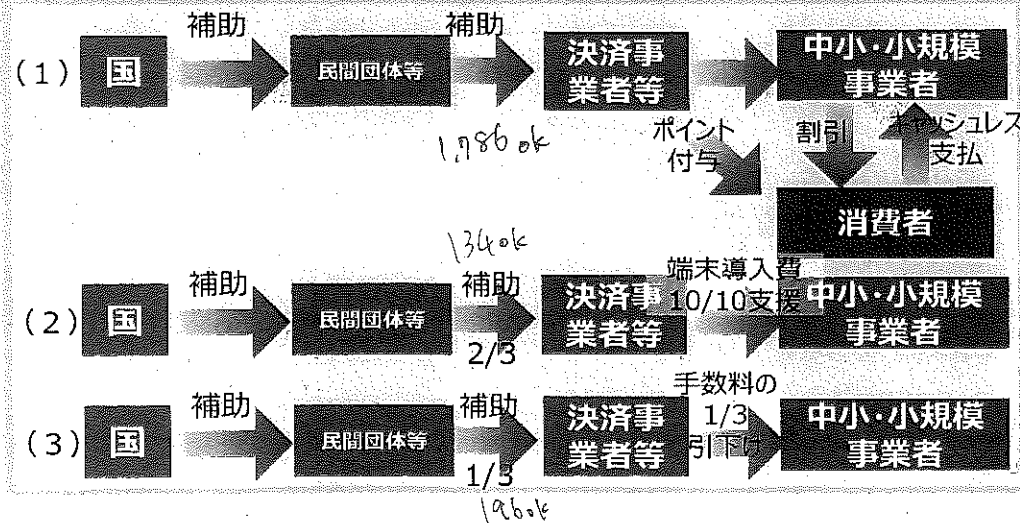
事業目的・概要

- 平成31年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援します。
- 本支援を実施することで中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進します。

成果目標

- 本事業の効果も含めて、2025年までに民間最終消費支出に占めるキャッシュレス決済比率40%を実現します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

(1) 消費者への還元

- 平成31年10月1日の消費税率引上げ後9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗については5%、フランチャイズチェーン加盟店等については2%を消費者に還元します。

①社会通念上不適切と考えられる者、②換金性の高い取引、③別途の需要平準化対策が講じられる取引、④一部の消費税非課税取引がその取引の太宗を占めると考えられる者などを除き、幅広く中小・小規模事業者を対象とします。

- なお、決済事業者は、当該中小・小規模事業者に課す加盟店手数料を3.25%以下にしておく必要があります。
- 補助にあたっては、決済事業者が中小・小規模事業者に提供するキャッシュレス決済のプランを提示し、その中から、中小・小規模事業者が自らに望ましいプランを選択します。

(2) 決済端末等の導入補助

- (1)の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な端末等導入費用の1/3を決済事業者が負担することを前提に、残りの2/3を国が補助します。

(3) 決済手数料の補助

- (1)の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を行う際に決済事業者を支払う加盟店手数料(3.25%以下)の1/3を、期間中補助します。

(4) キャッシュレス決済の周知・普及

- キャッシュレス決済は、中小・小規模事業者にとって、レジ締めの手間やコストが省けるなど生産性を高めることができ、消費者にとっても、ATMから現金を引き出す手間が省けるなどのメリットがあります。
- こうしたキャッシュレス化のメリットや本事業の内容を分かりやすく周知・普及します。

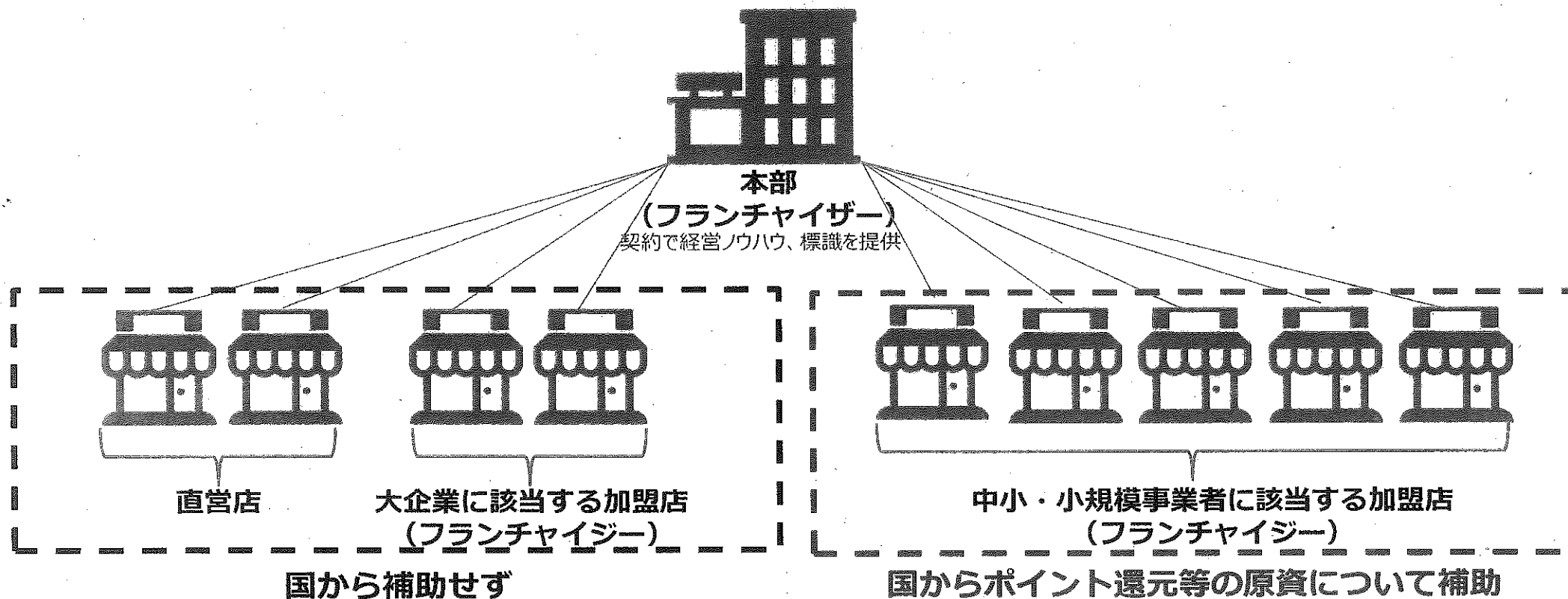
出典：経済産業省公表資料

平成31年2月27日(水)

衆議院 予算委員会第七分科会 衆議院議員 階 猛 (国民民主党)

フランチャイズ加盟店への支援（2%還元）

- コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンについては、**中小・小規模事業者**に該当する加盟店についてのみ、**国からポイント還元等の原資について補助**を実施。
- 直営店や、大企業の加盟店におけるポイント還元等については、**国から補助せず**。



(注) フランチャイズとは、事業者（「フランチャイザー」）が他の事業者（「フランチャイジー」）との間に契約を結び、自己の商標、サービス・マーク、トレード・ネームその他の営業の象徴となる標識、および経営のノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売その他の事業を行う権利を与え、一方、フランチャイジーはその見返りとして一定の対価を支払い、事業に必要な資金を投下してフランチャイザーの指導および援助のもとに事業を行う両者の継続的関係。

※（一社）日本フランチャイズチェーン協会HPより抜粋

出典：経済産業省公表資料

平成31年2月27日（水） 衆議院 予算委員会第七分科会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

消費税率8%から10%への引上げに伴う消費税負担増と受益（機械的試算）

平成31年2月22日

内閣府
財務省
文部科学省
厚生労働省
経済産業省

下表は、消費税率8%から10%への引上げに伴う消費税負担増と以下の各施策による受益について、一定の世帯年収・世帯構成等を前提としたいくつかのケースにおける金額を、各制度に基づく給付額等のデータを用いて機械的に試算したものである。

世帯年間収入(給与収入)	個人住民税非課税			250～300万円			500～550万円			1,500万円～		
消費税負担増(万円程度)	1.8			2.4			3.6			7.4		
世帯構成	夫婦のみ	夫婦子2人 (0～2歳1人 3～5歳1人)	夫婦子2人 (中学生1人 大学生1人)	夫婦のみ	夫婦子2人 (0～2歳1人 3～5歳1人)	夫婦子2人 (中学生1人 大学生1人)	夫婦のみ	夫婦子2人 (0～2歳1人 3～5歳1人)	夫婦子2人 (中学生1人 大学生1人)	夫婦のみ	夫婦子2人 (0～2歳1人 3～5歳1人)	夫婦子2人 (中学生1人 大学生1人)
受益(万円程度)												
恒久措置												
幼児教育・保育無償化 (上段が0～2歳 下段が3～5歳)	—	180.0 71.5	—	—	— 71.5	—	—	— 66.2	—	—	— 66.2	—
高等教育無償化 (国公立大学・自宅生～ 私立大学・自宅外生)	—	—	88.6～ 161.0	—	—	59.1～ 107.4	—	—	—	—	—	—
	低年金・低所得の高齢者に対して、 ・年金生活者支援給付金の支給(最大6万円) ・介護保険料の負担軽減の強化(最大1万円程度)											
臨時・特別の措置												
プレミアム付商品券	1.0	2.5	2.0	—	0.5	—	—	0.5	—	—	0.5	—

※「ポイント還元」については、需要平準化を目的とした施策であり利用する消費者を所得階層で切り分けていないことから、所得階層別の負担軽減への効果を定量的にお示しすることは困難。(なお、31年度予算におけるポイント還元予算2,798億円のうち、ポイント還元本体の原資1,786億円(6か月分)を単純に5,801万世帯(平成30年1月1日時点)で割り戻すと、1世帯あたり0.3万円となる。)

- (注1) 「消費税負担増」欄の金額は、総務省「家計調査」(平成30年)の二人以上世帯の年間収入階級別の消費支出金額等に基づき、機械的に試算。なお、「個人住民税非課税」の区分は年間収入200万円未満の消費支出金額等によっている。
- (注2) 「幼児教育・保育無償化」欄の金額は、今般無償化の対象となる認可保育所に通う子供がいる場合における世帯に投じられる公費全体の金額。「個人住民税非課税」は市町村民税均等割の非課税に相当する水準。
- (注3) 「高等教育無償化」欄の金額は、無償化の対象となる大学における授業料減免の上限額と給付型奨学金を合算したもの。「個人住民税非課税」は市町村民税所得割の非課税に相当する水準。また、250～300万円の欄は、目安年収(両親、本人、中学生の4人世帯の場合)270～300万円の水準の場合。上記に加え、大学入学の際には、別途入学金相当額を給付。
- (注4) 「プレミアム付商品券」欄について、「個人住民税非課税」は市町村民税均等割の非課税に相当する水準。プレミアム付商品券の受益額は、(「個人住民税非課税世帯の場合の世帯人員」+「0～2歳児の数」)×0.5万円。
- (注5) 計数は精査の結果異動することがある。

出典：内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省 公表資料

平成31年2月27日(水) 衆議院 予算委員会第七分科会 衆議院議員 階 猛(国民民主党)

100円の物を現金で80円、ポイントで20円分支払って購入した場合

	旧家計簿で認められてきた通常の見方	新家計簿で指示されている見方
支出	<p>支出</p> <p>現金 80円 ポイント 20円</p>	<p>支出</p> <p>現金 80円 ポイント 20円</p>
	80円（現金）	100円（現金80円 + ポイント20円）
収入	<p>購入時には収入とせず 常に収入とせず</p> <p>現金 80円 ポイント 20円</p>	<p>購入時には収入とせず 収入</p> <p>現金 80円 ポイント 20円</p>
	0円	20円
	ポイント分の20円は、支出にも収入にも含まず。	ポイント分の20円は、支出にも収入にも加算。

従来家計簿(Bベース)の推計値(平成30年(2018年))

[円]

月	消費支出 (二人以上の世帯)			実収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		
	公表値 ※1	推定値 ※2 (家計簿Bベース)	調整額	公表値 ※1	推定値 ※2 (家計簿Bベース)	調整額
	①	①+②	②	①'	①'+②'	②'
1月	289,703	288,758	-945	442,129	429,993	-12,136
2月	265,614	264,368	-1,246	503,989	482,216	-21,773
3月	301,230	301,230	0	453,676	434,994	-18,682
4月	294,439	294,439	0	495,370	475,493	-19,877
5月	281,307	274,700	-6,607	439,089	424,048	-15,041
6月	267,641	267,641	0	808,716	771,964	-36,752
7月	283,387	282,820	-567	605,746	595,014	-10,732
8月	292,481	292,481	0	510,437	489,090	-21,347
9月	271,273	268,566	-2,707	447,459	436,616	-10,843
10月	290,396	287,252	-3,144	515,729	494,513	-21,216
11月	281,041	278,732	-2,309	455,644	448,001	-7,643
12月	329,271	323,448	-5,823	1,026,628	964,972	-61,656
年平均	287,315	285,369	-1,946	558,718	537,243	-21,475

※1 調査方法を変えた場合の数字

※2 調査方法を変えなかった場合の数字

資料:総務省「家計調査」

◎ 家計簿 A (新) ベースの推計値は未公表。
 ただし、家計簿 B (旧) ベースの推定値との差額は、
 概ね |調整額| の 2 倍と推計できるのではないか？

→ 消費支出の差額 (家計簿変更による増加額) の推定値概算

$$= |-1,946| \times 2 = 3,892 \text{ 円 } (+1.4\%)$$

→ 実収入の差額 (同上) の推定値概算

$$= |-21,475| \times 2 = 42,950 \text{ 円 } (+8.0\%)$$

出典: 総務省作成資料

平成31年2月27日 (水) 衆議院 予算委員会第七分科会 衆議院議員 階 猛 (国民民主党)

実収入の内訳等

[円]

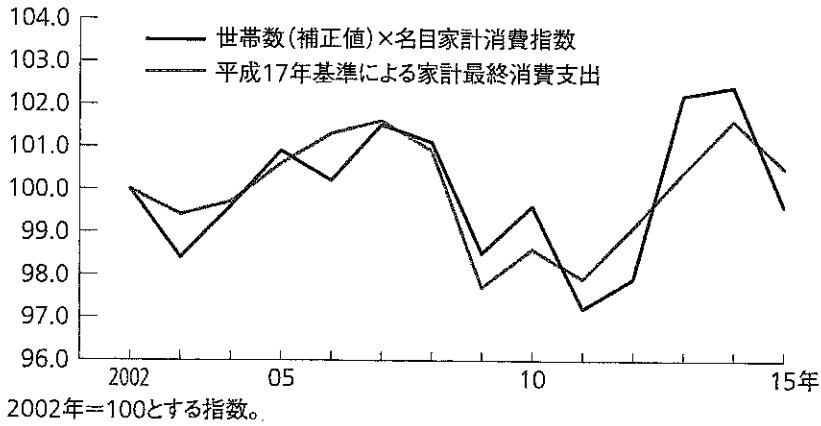
	公表値	推定値 (家計簿BA [*] -s)	調整額
	①	①+②	②
実収入	558,718	537,243	-21,475
經常収入	549,950	528,828	-21,122
勤め先収入	512,604	497,269	-15,335
世帯主収入	426,035	418,648	-7,387
うち男	406,205	399,150	-7,055
定期収入	348,402	346,982	-1,420
臨時収入・賞与	77,633	71,666	-5,967
臨時収入	3,615	3,081	-534
賞与	74,018	68,585	-5,433
世帯主の配偶者の収入	72,948	69,239	-3,709
うち女	72,128	68,456	-3,672
他の世帯員収入	13,621	9,382	-4,239
事業・内職収入	3,663	2,974	-689
家賃収入	1,419	1,152	-267
他の事業収入	1,635	1,335	-300
内職収入	610	489	-121
農林漁業収入	60	53	-7
他の經常収入	33,623	28,531	-5,092
財産収入	591	486	-105
社会保障給付	32,454	27,568	-4,886
公的年金給付	23,975	20,429	-3,546
他の社会保障給付	8,479	7,140	-1,339
仕送り金	578	476	-102
特別収入	8,768	8,415	-353
受贈金	3,349	3,224	-125
他の特別収入	5,418	5,190	-228

資料：総務省「家計調査」（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）

出典：総務省作成資料

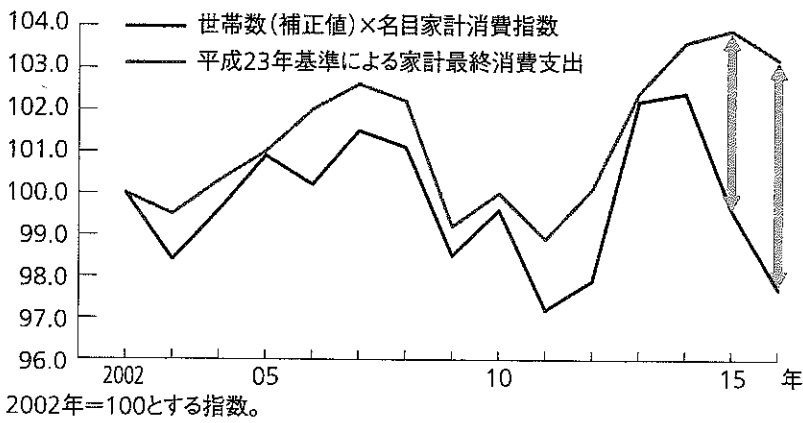
平成31年2月27日（水） 衆議院 予算委員会第七分科会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

図5-23 平成17年基準による家計最終消費支出と
「世帯数×名目家計消費指数」との比較



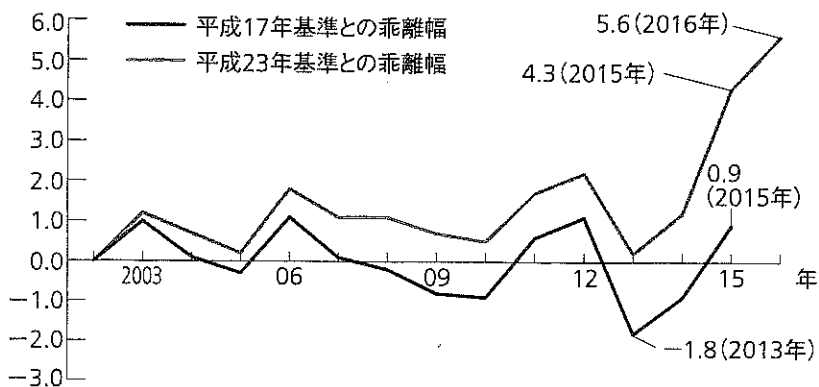
資料:内閣府ホームページ「国民経済計算」、総務省統計局「家計消費指数」、厚生労働省「国民生活基礎調査」、福島県・宮城県・岩手県・熊本県の各ホームページ

図5-24 平成23年基準による家計最終消費支出と
「世帯数×名目家計消費指数」との比較



資料:内閣府ホームページ「国民経済計算」、総務省統計局「家計消費指数」、厚生労働省「国民生活基礎調査」、福島県・宮城県・岩手県・熊本県の各ホームページ

図5-25 乖離幅の比較



資料:内閣府ホームページ「国民経済計算」、総務省統計局「家計消費指数」、厚生労働省「国民生活基礎調査」、福島県・宮城県・岩手県・熊本県の各ホームページ